

# 菊陽町再犯防止推進計画

菊陽町  
令和7年3月

# 目次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 計画の対象者	1

## 第2章 国内・県内・町内の犯罪情勢等について

1 国内の刑法犯認知件数(犯罪発生件数)の推移	2
2 刑法犯認知件数(犯罪発生件数)の推移(12月未確定値)	2
3 熊本県内の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率の推移	3

## 第3章 目指す姿と基本方針・重点課題

1 目指す姿	5
2 基本方針	5
3 重点課題	5

## 第4章 再犯防止のための具体的取組

重点課題1 就労・住居の支援	7
重点課題2 保健医療・福祉サービスの利用促進	9
重点課題3 子どもたちの非行防止・学び支援	11
重点課題4 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進	13
重点課題5 関係機関等との連携	14

## 第5章 計画の推進

用語集	16
-----	----

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の目的

国内の刑法犯認知件数、検挙者数は、これまで共に大きく減少してきましたが、一方で刑法犯検挙者における再犯者数の割合は、ほぼ横這いで推移している状況となっています。

検挙者の約5割が再犯者であり、近年、誰もが安心して暮らせるまちを築いていく上で再犯防止は、極めて重要な地域課題となっています。

国は、このような状況から地方公共団体や民間協力者との緊密な連携の下、再犯防止対策を推進していくことが必要であるとし、平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)」を制定、翌29年には「再犯防止推進計画」を策定しました。また、令和3年3月には熊本県も同法第8条第1項が定める「地方再犯防止推進計画」として「熊本県再犯防止推進計画」を策定しています。

菊陽町においても熊本県同様、地方公共団体の責務を果たすため「菊陽町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪から立ち直ろうとする人を支援するための仕組みづくりに取り組み、町民の理解の下、これらの人を社会の構成員として受け入れる「誰一人取り残さない社会」を築いていくことで、誰もが安心して暮らせる「明るい社会」の実現を目指します。

### 2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項が定める地方再犯防止推進計画として策定します。

### 3 計画期間

計画期間は、令和7年4月から令和10年3月までの3年間とします。

### 4 計画の対象者

計画の対象となる「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう)若しくは非行少年であった者を指します。

## 第2章 国内・県内・町内の犯罪情勢等について

国内の刑法犯の認知件数は、平成14年から減少していましたが、令和4年から増加に転じており、新型コロナウイルス禍前の令和元年の水準に戻っています。

表1 国内の刑法犯認知件数(犯罪発生件数)の推移

	国内の認知件数	前年度比増減率
平成 29 年	915,042	△8.1%
平成 30 年	817,338	△10.6%
令和元年	748,559	△8.4%
令和 2 年	614,231	△8.4%
令和 3 年	568,104	△17.9%
令和 4 年	601,331	5.8%
令和 5 年	703,351	16.9%
令和 6 年	737,679	4.8%

(警察庁「令和5年の刑法犯に関する統計資料」、「令和6年1～12月犯罪統計」より)

熊本県においても、刑法犯の認知件数は、国と同様、減少していましたが、令和3年から増加に転じ、新型コロナウイルス禍前の令和元年の水準に戻っています。

菊陽町内では令和4年から増加傾向となっており、国や県と同様に新型コロナウイルス禍前の水準に戻っています。

表 2 刑法犯認知件数(犯罪発生件数)の推移(12月末確定値)

	熊本県の認知件数 (総数)	うち菊陽町の 認知件数	菊陽町の割合
平成 29 年	8,288	318	3.8%
平成 30 年	6,932	225	3.2%
令和元年	6,498	185	2.8%
令和 2 年	5,081	179	3.5%
令和 3 年	5,187	202	3.9%
令和 4 年	4,944	226	4.6%
令和 5 年	6,174	274	4.4%
令和 6 年	6,722	292	6.6%

(熊本県警察「熊本県内の犯罪情勢」、「令和6年1～12月犯罪統計」より)

熊本県内の再犯者率は、新型コロナウイルス禍前の平成30年と比較すると減少していますが、令和4年から令和5年にかけて、再犯者数は、増加しています。

表 3 熊本県内の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率の推移

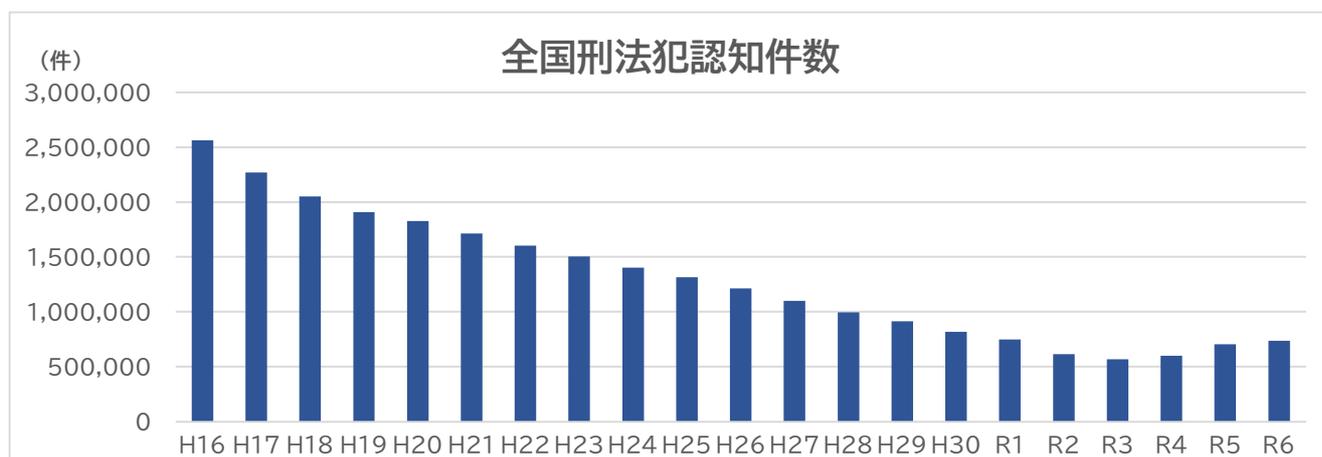
	刑法犯検挙者数			(参考) 全国再犯者率
	数 (人)	再犯者数(人)	再犯者率	
平成 29 年	2,753	1,273	46.2%	48.7%
平成 30 年	2,595	1,328	51.2%	48.8%
令和元年	2,452	1,201	49.0%	48.8%
令和 2 年	2,173	1,084	49.9%	49.1%
令和 3 年	2,302	1,062	46.1%	48.6%
令和 4 年	2,150	890	41.4%	47.9%
令和 5 年	2,340	1,012	43.2%	47.0%

(「警察庁・犯罪統計」より)

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

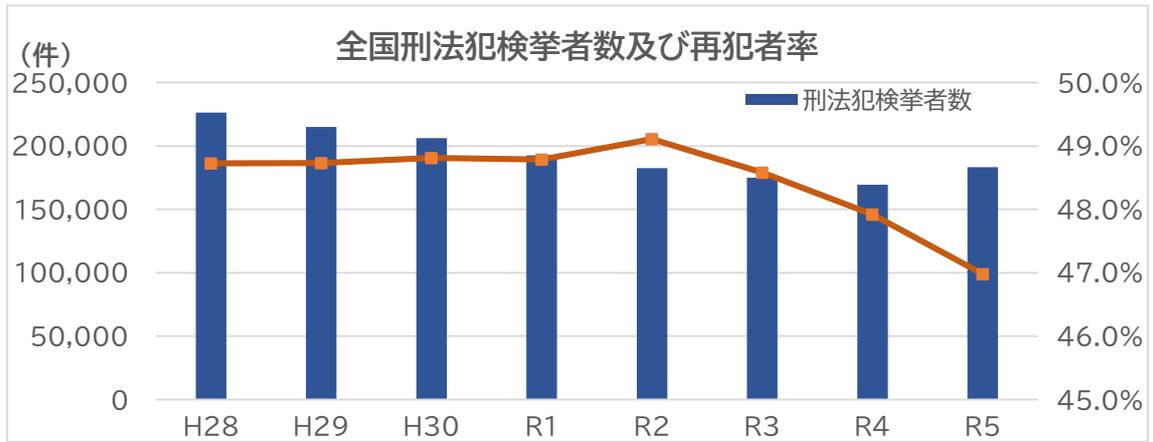
※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

参考① 刑法犯認知件数(国)



グラフ(「警察庁令和5年の刑法犯に関する統計資料」、「令和6年1～12月犯罪統計」より)

参考② 刑法犯検挙者数、再犯率の推移(国)



(再犯防止推進計画に掲げられた指標に係る都道府県データより)

## 第3章 目指す姿と基本方針・重点課題

### 1 目指す姿

誰一人取り残さず、立ち直りを支援するまち

#### ❖ 再犯防止と SDGs

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発目標」のことであり、2030年までの世界共通の目標です。

世界の国々が解決すべき課題に対する17の目標と169のターゲットから構成されています。

菊陽町でも他市町村や企業等と連携しながら、環境や福祉など各分野で SDGs を推進しています。本計画においても、「誰一人取り残さない」安心・安全に暮らせるまちづくりのため、各ゴールの視点を取り入れ、事業を推進します。

### 2 基本方針

再犯防止推進法及び、国・県の再犯防止推進計画を踏まえ、以下の4つを菊陽町再犯防止推進計画の基本方針とします。

- ① 関係機関との連携強化による切れ目のない支援の実施
- ② 安定した生活を送るための支援制度の活用促進
- ③ 町民から活動の理解が得られる広報・啓発活動の推進
- ④ 保護司などの民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援の実施

### 3 重点課題

基本方針に基づき、安心・安全な社会の実現に向けて、再犯防止のために取り組むべき重点課題は次のとおりです。

#### ① 就労・住居の支援

刑務所再入所者のうち、再犯時に仕事が無かった者の割合は7割を超えており、仕事のあった者と比べて、再犯率は約3倍となっています。不安定な就労が再犯の大きな要因となっている状況から、安定した仕事の確保と定着に向けた支援は必要不可欠です。

また、満期出所者のうちの約4割は、住居が確保できないまま出所しています。再犯に結び付く住環境への不安を払拭するため、住居を確保できるよう支援することが必要です。

## ② 保健医療・福祉サービスの利用促進

罪を犯した者の中で、2年以内に再犯で検挙される割合は高齢者(65歳以上)が他の世代に比べて高くなっており、生活上の不安を抱える高齢者の中には、介護サービスの利用が不安解消に繋がる場合があります。また、出所者の中には障がいや薬物・アルコール等への依存症を有する者など、出所後、直ぐに医療や福祉的な支援が必要となる場合があります。必要な情報を提供し、適切にサービスを利用できるようにすることが必要です。

## ③ 子どもたちの非行防止・学び支援

日本全国で高校進学率が98.8%であるのに対し、入所受刑者の高校進学率は66.2%にとどまり、さらに高校進学者の23.8%は中途退学しています。子どもたちの非行を防止するため、進学と修学に関して家庭・地域・学校が連携し、継続して教育を受けることができる環境づくりが必要です。

## ④ 民間協力者の活動促進と町民への広報・啓発活動の推進

町民の再犯防止への理解が深まるよう、保護司や協力雇用主等、民間協力者の活動がより活発に行えるように支援することが必要です。また、保護司会等の更生保護関係団体が行う広報・啓発活動に協力し、広く町民に認知されるよう努めていくことが必要です。

## ⑤ 関係機関等との連携

再犯防止施策を効果的に展開していくため、熊本保護観察所等の国の機関や、菊陽町社会福祉協議会など、関係機関との連携強化を図るとともに、民間ボランティア団体との連携が広がるよう努めていくことが必要です。

## 第4章 再犯防止のための具体的取組

再犯防止につながる菊陽町での取組を、重点課題ごとに分類しています。

### 重点課題1 就労・住居の支援

#### 【就労の支援】

##### ハローワーク等と連携した就労支援（担当：商工振興課）

ひとりで求職活動をする自信や経験がない人の相談を受け付け、公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関につながります。また、出張による相談が受けられる無料就労相談窓口(ジョブカフェ・ブランチ)を案内します。

##### 地域の企業と連携した就労支援（担当：商工振興課）

菊陽町商工会等と連携し、地元企業への就労に関する情報を提供します。

##### 高齢者能力活用推進事業による支援（担当：介護保険課）

自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大を図ることを目的とした、公益社団法人菊陽町シルバー人材センターの運営について補助を行っており、就労を希望する高齢者から相談を受け付けた場合は、同センターの受付窓口に案内します。

##### 生活保護事業による支援（担当：福祉課）

病気や失職等のさまざまな理由で生活困窮状態となった人の早期発見・予防的対応に努め、生活保護の相談に応じます。また、保護申請を希望する人から相談を受け付けた場合は、世帯状況や収入などの聴き取りを行い、保護の実施機関である菊池福祉事務所へ情報を提供します。

##### 障がいのある人の就労（担当：福祉課）

障がいのある人の就労相談を受け付け、菊陽町障がい者基幹相談支援センターと連携しながら、就業や生活面での支援を行います。また、就労が継続・定着するよう状況に応じた指導及び助言等の支援を行います。

##### 協力雇用主の新規開拓（担当：商工振興課、総務課、財政課）

協力雇用主会の活動や取組等について周知を図るとともに、協力雇用主の登録の有無、活動状況等に応じて工事の入札参加資格における格付基準の評点を増やす等、協力雇用主の登録者が増加するよう努めます。

**【住宅の支援】**

**町営住宅での受け入れ等（担当：建設課）**

住居を必要とする人に対し、菊陽町営住宅の募集状況等の情報を広報きくようや町ホームページを活用し、提供します。

## 重点課題2 保健医療・福祉サービスの利用促進

### 【相談受付・悩みの解決】

各種相談窓口の充実（担当：福祉課、介護保険課、健康・保険課、子ども家庭相談課）

福祉、介護、保健、医療等の必要なサービスについて、町民が地域において、総合的に相談できる体制の充実を図ります。出所者からの相談を始め、「どこに相談していいかわからない」場合や窓口が複数にまたがる場合は、重層的支援体制整備事業として福祉課や菊陽町社会福祉協議会が一元的に相談を受け付け、必要に応じて課題解決に向けた支援や、適切な窓口の案内などを行います。

### 成年後見制度等の利用促進（担当：介護保険課、福祉課）

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない人の財産を守るため、成年後見制度の利用促進を図ります。

### ひきこもりなどの相談の受付（担当：福祉課、子ども家庭相談課）

ひきこもりなどに関する相談を受け付け、相談内容ごとに支援方法を検討します。また、必要に応じて熊本県ひきこもり地域支援センターなどの専門機関と連携し、課題の解決に取り組みます。

### 健康に関する相談の受付（担当：健康・保険課）

心身の健康に関する相談を受け付け、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が個別の相談に応じた支援を行います。

### 高齢者相談の受付（担当：介護保険課）

高齢者に関する総合相談窓口として菊陽町地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族が、状況に応じたサービスを受けられるよう、関係機関と連携して支援を行います。

介護保険サービスの利用を希望する人には、担当窓口で申請を受け付け、調査・審査を行った後、介護度に応じたサービスを利用できるよう、関係機関へと案内します。

### 障がいのある人の相談受付（担当：福祉課）

菊陽町障がい者基幹相談支援センターにおける支援を中心として、障がいのある人やその家族からの相談を受け付け、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止等、健全な日常生活に必要な支援を行います。

#### **町税等の納税相談（担当:税務課）**

町税等の滞納がある人で、納付が難しい場合には、納税相談を受け付けます。  
収入状況等の聞き取りを行う中で、必要性が感じられる場合には、関係機関での支援を案内します。

#### **【サービスの提供】**

##### **高齢者福祉事業によるサービスの提供（担当:介護保険課）**

高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域からの見守りや、生きがいの創出などの様々なサービスを提供します。

##### **障がい福祉サービスの提供（担当:福祉課）**

障がいのある人が安心して暮らせるように、障がい福祉サービスを提供します。

## 重点課題3 子どもたちの非行防止・学び支援

### 【子育ての支援】

#### 子育て相談の受付（担当:こども家庭相談課、健康・保険課）

子育て中の保護者の悩みを解決するため、専門知識を持った相談員が面接相談や電話相談を受け付けます。

#### 児童虐待の防止（担当:こども家庭相談課、健康・保険課）

こども家庭相談課を始めとする、関係機関との定例会議等を通して情報共有を行い、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

### 【学びの支援・居場所の確保】

#### 児童・生徒の立ち直り支援（担当:学務課）

立ち直り支援が必要な児童・生徒に対しては、教職員とともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門職、こころの教室相談員が連携し、立ち直りを支援します。

小・中学校に保護観察の対象者がいる場合には、菊陽町保護司会及び熊本保護観察所と連携し、支援します。

#### 適応指導教室(すぎなみ教室)の開設（担当:学務課）

心理的・情緒的要因により登校できない状態にある児童生徒を対象に、学校への復帰を支援するための教室を開設・運営します。

#### 放課後児童クラブ（担当:子育て支援課）

保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学する児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。

#### 放課後子ども教室（担当:生涯学習課）

町内小学校の低学年生を対象に、体育館等を活用し、放課後等に、放課後児童クラブと連携し、地域住民の参画を得て、スポーツ及びその他の体験活動を実施し、地域社会の中で児童の安全で安心な居場所づくりを推進します。

#### 児童館（担当:子育て支援課）

小学校終了までの児童を対象とし、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的に、児童に健全な遊びを提供します。

### **子ども食堂の運営支援（担当:子育て支援課）**

地域のボランティア等が、子どもや地域の人々に対し、無料又は安価で食事を提供する子ども食堂は、食事の提供だけでなく、地域住民の交流拠点としての役割を担っているため、継続的に子ども食堂が運営できるよう支援します。

### **地域未来塾の実施（担当:生涯学習課）**

退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、学習に不安等を抱える中学生を対象に、学習の支援を行います。

### **【健全育成の支援】**

#### **各種団体等による町内巡回（担当:危機管理防災課、生涯学習課）**

少年警察ボランティアや青少年健全育成町民会議等と連携し、公園、遊技場、商業施設などの青少年のたまり場における問題行動の早期発見、声掛けによる指導を実施し、青少年の健全育成と不法行為等による被害防止に努めます。

## 重点課題4 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

### 【広報・啓発活動の推進等による支援】

“社会を明るくする運動”による啓発活動の推進（担当：総務課、生涯学習課、学務課）

毎年、～明るく住みよい社会をめざす～青少年のつどい実施委員会を開催し、“社会を明るくする運動”の強化月間となる7月には、関係団体と連携し、「青少年のつどい」との合同開催である『～明るく住みよい社会をめざす～青少年のつどい』を開催し、町民に対する啓発活動を行います。

また、菊池地区保護司会菊陽支部、菊陽町更生保護女性会と連携し、町内小・中学生を対象に“社会を明るくする運動”作文コンテスト等を実施し、『～明るく住みよい社会をめざす～青少年のつどい』で発表を行うなど、児童・生徒への啓発活動にも取り組みます。

### 保護司会、更生保護女性会等の活動の周知（担当：総務課）

菊池地区保護司会菊陽支部、菊陽町更生保護女性会等の更生保護ボランティアの活動を、広報きくようや町ホームページなどで町民に広く周知し、更生保護の理解促進に努めます。

### 地域における相談窓口の周知(担当：福祉課)

生活に困っていること等を身近で気軽に相談できるよう、地域で福祉活動に関わっている民生委員・児童委員や各種相談に対応する関係機関の周知に努めます。

## 重点課題5 関係機関等との連携

### 【関係機関との連携による支援】

#### 保護司会、更生保護女性会等との連携強化（担当：総務課）

菊池地区保護司会菊陽支部や菊陽町更生保護女性会を始めとする更生保護関係団体と連携し、各種会議への参加や更生保護施設(熊本自営会等)訪問等の更生保護活動への協力を行います。

#### 学校との連携強化（担当：学務課、子ども家庭相談課、福祉課）

保護観察対象者が町内小・中学校に在籍している場合、学校と保護司会、熊本保護観察所等が連携し支援を行えるよう、その協力体制の構築に協力します。

#### 法務省との連携強化（担当：総務課）

犯罪をした者等の支援を円滑に実施できるよう、矯正施設及び保護観察所等と連携し、再犯防止体制を構築します。

### 【社会福祉協議会等との連携による支援】（関係各課）

#### 生活困窮者等自立支援事業による支援

自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所や熊本県就労支援事業者機構等とも連携を図ります。

#### 生活困窮者住居確保給付金の活用

離職等により家賃の支払が困難な人に対し、住居確保のための給付金の相談が受けられるよう菊陽町社会福祉協議会と連携を図ります。

#### 住宅確保が難しい人に対する居住支援

年齢、障がい、国籍、保証人や緊急連絡先が確保できない等の理由で、単独での住宅確保が難しい人に対し、居住支援法人の情報を提供します。

#### ふれあい総合相談

法律、年金、相続などに関する悩みや心配ごとについて、解決の糸口をつかむ一助となるよう、弁護士や司法書士などによる無料法律相談を案内します。

#### 債務整理の支援

多重債務等を原因とする生活困窮に関する悩みを抱える人から相談があった場合、必要に応じて、菊陽町社会福祉協議会の実施する生活困窮者等自立相談支援事業における地区担当弁護士と連携し、法律的な解決を図ります。

## 第5章 計画の推進

更生保護団体を始めとした関係団体と関係課とで連携し、再犯防止への取組についての振り返りと、社会情勢の変化等による計画の見直し等を検討します。

## 用語集

か行	協力雇用主	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。
	居住支援法人 (住宅確保要 配慮者居住支 援法人)	住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。
	ぐ犯少年	その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年のことを指します。
	刑法犯	原則として、殺人や強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪を意味します。
	更生保護	犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。
	更生保護女性 会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。
さ行	再犯防止推進 法	平成28年12月14日に施行された、国民が犯罪被害を受けることを防止し、安心・安全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする法律です。
	社会を明るく する運動	全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
	障がい者基幹 相談支援セン ター	福祉課内に開設し、障がいなどのある人や、その家族が安心して地域で生活を送ることができるように、悩み事への相談支援や制度の案内などを行います。

	少年警察ボランティア	警察の委嘱を受けて、少年の非行防止や健全育成のための活動にあたる民間ボランティアです。
	生活困窮者住居確保給付金	主たる生計維持者が離職・廃業等によって大幅な減収となった際、一定の要件を満たしている人に対し、市区町村ごとに定める額を上限に家賃額を原則3か月間支給する事業です。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が十分でない人の財産を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人」や「保佐人」等が、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続を行います。
は行	非行少年	少年法第3条に規定されている少年(犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年)のことを指します。
	保護司(保護司会)	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、主な活動として保護観察や犯罪予防等を行っています。都道府県ごとにいくつかの地区(保護区)に分かれて活動しており、法務大臣が定めた地区ごとの団体として保護司会があります。